

岐阜市社会的弱者見守り連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、岐阜羽島警察署（以下「乙」と総称する。）は、地域福祉の推進に係る連携及び協力並びに相互理解の促進（以下「連携・協力等」という。）について、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力等をして地域の高齢者、障がい者その他の社会的弱者（以下「社会的弱者」という。）の見守り、助け合いの支援等を行うことにより、地域福祉の推進を図り、もって市民の安全・安心な生活に寄与することを目的とする。

（連携・協力等事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力等を行うものとする。

- (1) 社会的弱者の見守り
- (2) 社会的弱者を適正な支援に繋ぐ情報の交換
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めるもの

（連携・協力等の要請等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の実施に必要と認めたときは、その都度、相手方に対し連携・協力等を要請するものとする。

2 甲及び乙は、相手方から前項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、速やかに連携・協力等を行うよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 要請は、岐阜市社会的弱者見守り連携協定に係る連携要請書（様式第1号。以下「連携要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項ただし書の規定により口頭による要請をしたときは、速やかに連携要請書に必要事項を記載して相手方に交付するものとする。

3 連携要請書には、必要に応じ利用者基本情報（様式第2号）その他の書類を添付するものとする。

4 要請は、個人情報の保護に配慮して行わなければならない。

（報告・連絡）

第5条 甲及び乙は、第3条の規定により要請を受け、連携・協力等を行ったときは、行った連携・協力等の内容を速やかに相手方に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲及び乙は、第2条各号に掲げる事項の適正な実施に関し必要な連絡、報告等を速やかに相手方に行うよう努めるものとする。

（個人情報等の保護）

第6条 甲及び乙は、見守り、助け合いの支援等を行う対象者の個人情報を相手方に提供するときは、原則として利用者基本情報の同意欄に当該者の署名又は記名及び押印を得てから行うものとする。

2 甲及び乙は、連携・協力等により知り得た他人の個人情報を、法令又は条例に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 甲及び乙は、連携・協力等により知り得た相手方の機密情報を、相手方の書面による承認を得ず第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（変更）

第7条 甲及び乙は、必要と認めるときは、この協定の内容の変更を申し出ることができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による申出があったときは、速やかに協議を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月20日

甲 岐阜市
代表者 岐阜市長

細江茂光



乙 岐阜中警察署
代表者 署長

森 泉



岐阜南警察署
代表者 署長

澤井孝明



岐阜北警察署
代表者 署長

須貝英男



岐阜県岐阜羽島警察署
代表者 署長

長良寛

